

※※料金の記載のないものは無料※※



本 石岡本庁舎 TEL 23-1111 (代)

〒 315-8640

石岡市石岡一丁目1番地1

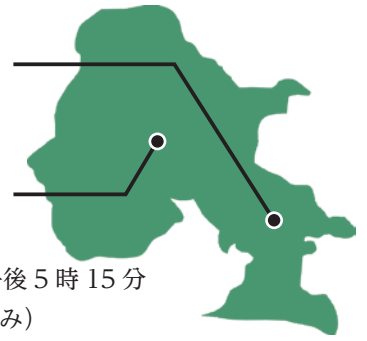
支 八郷総合支所 TEL 43-1111 (代)

〒 315-0195

石岡市柿岡 5680 番地 1

開庁時間： 月～金 午前8時30分～午後5時15分

※水曜日は午後7時まで（一部業務のみ）



くらし・手続き

石岡のおまつり期間  
ごみ収集時間が  
早くなります

▼次の地区では、当日決められたごみを午前7時までに集積所に出してください。

日時／9月15日(月)

対象地区／府中1丁目～2丁目・若宮1丁目・総社1丁目～2丁目・国府1丁目～7丁目

注意事項

▼おまつり期間中、各町内から出る巡回時や会所のごみは、分別して霞台クリーンセンターみらいへ直接搬入してください。

国 生活環境課

TEL 23・7301

通勤・通学費用の  
一部を補助します

①通学定期券補助

市内在住で石岡駅、高浜駅、羽鳥駅または神立駅のいずれかから通学定期券を利用して通学する18歳～30歳までの大学生など（予備校生は除く）

②特急券補助

市内在住で石岡駅、土浦駅から東京方面へ在来線チケットレスサービスを利用して通勤・通学する18歳～45歳までの人

申請期限／12月19日(金)

※①②の併用可

※申請方法や詳しい要件については市ホームページから▼

国 人口創出課

TEL 23・7278



5年に一度の国勢調査  
回答にご協力ください

国勢調査とは？

▼10月1日に、全国一斉に国勢調査が実施されます。国勢調査は、日本国内に住むすべての人と世帯を対象とする、国の最も重要な統計調査です。

調査対象者は？

▼10月1日現在、日本国内に普段住んでいる、外国人を含むすべての人および世帯が対象となります。

調査内容は？

▼大きく分けると「世帯員に関する事項」と「世帯に関する事項」の2つです。

【世帯員に関する事項】

男女の別、出生の年月、配偶の関係、就業状態、従業地又は通学地など13項目

【世帯に関する事項】

世帯員の数、住居の建て方など4項目

調査の流れは？

・9月20日(土)～30日(金)に、調査員が調査区内の全世帯を戸別訪問し、調査趣旨の説明、世帯員の数を聴取し、調査書類の配布をします。

・10月1日(金)～8日(金)に、調査票の回収を行います。

・10月17日(金)～27日(金)に、未提出世帯の督促・調査票の回収を行います。

※調査票の提出は、調査員への提出のほか、インターネット、郵送による回答があり、いずれかで回答していただきます。

オンライン回答には

こんなメリットが！

・パソコンやスマートフォンから好きな時間にらくらく回答！

・調査員へ提出する必要がないため、回収の日程調整がいらな！

広告掲載欄

広告掲載欄

7～9月分

紙おむつ購入費助成

対象者／次の全てに該当する人

- ①市内在住・在宅（グループホーム・ケアハウスを含む）
- ②今年度住民税が非課税世帯
- ③要介護1以上

助成対象商品／紙おむつ・尿とりパッド・リハビリパンツ

助成上限額／月3200円

申請方法／①②を介護保険課

または市民窓口課に持参

- ①7～9月に購入したレシートまたは領収書
- ②対象者または介護者の振込先口座番号がわかるもの

申請期間／10月10日（金）まで

※詳しくは市ホームページをご覧ください

▼

問本介護保険課

Tel 23・7327



危険なブロック塀などの撤去で安全な通学路を

補助対象／小中学校の通学

路、緊急輸送道路および避難路に面し、道路面からの高さが80cmを越える組積

造、または補強コンクリート造で倒壊の危険性が認められる塀の撤去工事

※受給者本人や撤去工事を行う業者に対する条件があります。

※すでに工事に着手している場合は対象外です。

補助額／次の①②いずれか低い額（上限10万円）

- ①危険ブロック塀などの撤去費用の3分の2
- ②撤去する危険ブロック塀などの面積1㎡あたり1万円を乗じた額

申請方法／事前相談依頼書に

関係書類を添えて申請。依頼書は市ホームページからダウンロード可

問本建築住宅指導課

Tel 23・5526



令和7年度敬老記念品

のご案内

市では、80歳・88歳・99歳の節目を迎える人に、節目祝い品カタログを8月中旬にお送りしました。ご希望の品を選び、返信用封筒で9月末日までに高齢福祉課へご返送ください。

※75歳以上の人には、市内協

賛店をご利用いただける1000円分のプラチナ

応援券を同じく8月中旬にお送りしました。応援券の有効期限は12月末です。

※利用できる協賛店一覧は市ホームページから

問本高齢福祉課

Tel 23・7326



ご存じですか？屋外広告物制度

▼まちの中にはさまざまな種類の「屋外広告物」があります。これらの屋外広告物を表示するときは、原則市長の許可が必要です。まちの良好な景観の形成と公衆に対する危害の防止の点から、表示場所や大きさ・色彩等の規制があります。屋外広告物は、必要な許可を受けて適正に表示しましょう。【屋外広告物とは？】「屋外広告物」とは、常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に対して表示されるものであって、看板、立看板、はり紙、はり札、広告塔などがあります。



問本都市計画課

Tel 23-5523

広告掲載欄

広告掲載欄